

重要事項説明書  
(短期利用について)

### 短期利用のサービス等の概要

○短期利用特定施設入居者生活介護の算定要件及び留意点

(次の要件を全て満たしていること)

- ① 当該指定特定施設の事業者が、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設）の運営について、3年以上の経験を有すること
- ② 当該指定特定施設の入居定員の範囲内で、空いている居室等（定員が1人であるものに限る。）を利用するものであること。ただし、短期利用特定施設入居者生活介護を受ける入居者の数は、当該特定施設の入居定員の100分の10以下であること。
- ③ 利用の開始に当たって、あらかじめ30日以内の利用期間を定めること。
- ④ 家賃、敷金及び介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除くほか、権利金その他の金品を受領しないこと。
- ⑤ 介護保険法等の規定による勧告等を受けたことがある場合にあっては、当該勧告等を受けた日から起算して5年以上の期間が経過していること

(1) サービスの内容

利用可能期間	最短 1日 ~ 最長 30日
サービスの内容	1 重要事項説明書「4 サービスの内容」と同一である
	2 重要事項説明書「4 サービスの内容」と相違するところがある
	《上記2に該当する場合のサービス内容の相違点》

(2) 利用料

費用の支払方法 ※	毎月10日毎に前月分の請求書を発行いたしますので、当月末日までにお支払い下さい。お支払い方法は、指定口座への振込とさせていただきます。
1日あたりの利用料	3,104円
年齢に応じた金額設定	<input type="checkbox"/> 無 ・ <input type="checkbox"/> 有
要介護状態に応じた金額設定	<input type="checkbox"/> 無 ・ <input type="checkbox"/> 有

料金プラン ※	利用料	内 訳					
		管理費	介護費用	食費	光熱水費	家賃相当額	その他
	3,104	0	0	1,933	0	1,171	0
算定根拠 ※	管理費	-					
	介護費用	-					
	食費	1日1,933円（朝食594円、昼食648円、夕食691円）					
	光熱水費	-					
	家賃相当額	1日1,171円（ショートステイ男鹿個室料金と同等）					
	その他	-					
1日あたりの利用料に含まれない実費負担等 ※	① おやつ代 1日 77円（希望者のみ） ② 洗濯代（施設内洗濯機） 1回 110円 ③ 洗濯代（外部クリーニング） 1ネット 660円 ④ 個人的に使用する機器の電気代 1台あたり（1日）33円 ⑤ その他費用について 実費						
介護保険に係る利用料 ※（1割から3割が自己負担）	短期利用特定施設入居者生活介護費						
		日 額	利用者負担分 （1割負担）	利用者負担分 （2割負担）			
	要介護1	6,420円	642円	1,284円			
	要介護2	7,170円	717円	1,434円			
	要介護3	7,960円	796円	1,592円			
	要介護4	8,700円	870円	1,740円			
	要介護5	9,480円	948円	1,896円			
		日 額	利用者負担分 （3割負担）				
	要介護1	6,420円	1,926円				
	要介護2	7,170円	2,151円				
	要介護3	7,960円	2,388円				
	要介護4	8,700円	2,610円				
要介護5	9,480円	2,844円					
※上記利用者負担分には「夜間看護加算Ⅱ」1日9円、サービス提供体制強化加算（Ⅱ）1日18円、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）1日73円～108円が含まれます。							

(3) その他

利用（契約）に際しての留意点、特記事項等	<p>短期利用特定施設入居者生活介護の利用中止</p> <p>① 利用期間中の中止</p> <p>ご利用期間中にサービスを中止して退居される場合、退居日までの日数を基に計算いたします。以下の場合に、ご利用期間中でもサービスを中止する場合がございます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ご利用者が中途退居を希望した場合</li><li>・利用中の健康チェックの結果、体調が悪かった場合</li><li>・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合</li></ul> <p>② 感染症などの発生の場合</p> <p>施設内でインフルエンザなどの感染症が流行している状況がある場合、ご相談のうち、介護支援専門員などと連携し、他施設のご紹介をするなど、短期利用特定施設入居者生活介護のご利用に支障が生じないように配慮いたします。</p> <p>サービスの利用方法</p> <p>(1) サービスの利用申込</p> <p>① まずは、お電話でお申し込みください。</p> <p>② ご利用期間決定後、契約を結びます。</p> <p>③ 居宅サービス計画書の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。</p> <p>(2) サービス利用契約の終了</p> <p>① ご利用者の都合でサービスを終了する場合。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・実際に短期利用特定施設入居者生活介護をご利用中でなければ、文章でのお申し出によりいつでも解約できます。</li></ul> <p>② 自動終了 以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ご利用者が介護保険施設に入所した場合</li><li>・要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合</li><li>・ご利用者がお亡くなりになった場合</li></ul> <p>③ その他 次の場合、30日前まで文章で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただく場合がございます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ご利用者が、サービス料金の支払いを2ヶ月以上滞納し、料金を支払う催促をしたにもかかわらず30日以内に支払わない場合。</li><li>・ご利用者が当施設や当施設の従業員に対して本契約を継続しがたいほどの背任行為を行なった場合、または、やむを得ない事情により当施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、サービスの利用契約を終了させていただくことがあります。</li></ul>
----------------------	---